



あかとんぼ



2023 No.59
児童家庭支援センターあすなろ

こどもまんなかの社会を

センター長 角間 邦夫

この四月に“こども家庭庁”が「こどもまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に取り組む」としてスタートした。過日、こども家庭庁支援局企画調査官の講演を聴く機会があった。「これからの社会的養育を考える」という演題でいわゆる行政説明であった。「児童虐待及び社会的養護の現状」「社会的養護関係施設の地域支援等について」「自立支援について」「児童福祉法改正のポイント」等であったが、制度設計に関わっている方の予定時間を一時間以上超えてもできるだけ…という強い思いが伝わってきた。

特に印象的なワードは、『児童福祉は町づくり』『子育て支援の根本は、赤ちゃん育てをカバーする』『要保護児童対策地域協議会（要対協）の活用』である。

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成が求められる。子育てに関わる身近な相談場所であり、アウトリーチで届けるといふ。

先日、能登地区の市町の議会で、議員Q「こどもの権利を守る取組を聞く」市町A「民間団体との連携を図りながら子ども家庭センターの設置を目指し支援体制の強化を図る」というやり取りがあった。大切なことは「こども自身の権利」※教育を受ける・遊ぶ・守られる・自分の意見を表明する などの周知と理解である。子育て・子どもに関わる全ての方にこの視点と認識が必須である。「制度より意識」である。

これからも児童家庭支援センターには、市町との連携・要対協への参加等、地域を支えるプレイヤーとしての働きが期待されている。



—ヤングケアラー支援事業のご案内—

令和5年度から県からの委託を受け、「ヤングケアラー・保護者カウンセラー支援事業」を行うことになりました。

ヤングケアラーとは、

「本来おとなが担うと考えられている家事や、家族の世話などを日常的におこなっていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、**こども自身の権利**が守られていないと思われるこども」

のことをいいます。家庭内において、家事や配慮の必要な家族の見守りなどのケアに時間をさかれ、学校生活に影響が出たり、健康面、友人関係がつかれないなど、こども自身の**こころとからだ**

の育ちに**大きな影響**があることが、国内外の調査や研究でわかってきました。

福祉、教育、介護、医療などのさまざまな関係機関がこうしたこどもたちや家族が、私たちの近くにいるかもしれないことに、まなざしを注ぐことが求められています。

教育を受ける・あそぶ・
まもられる・じぶんのきもちや
考えていることを話すなど



児童家庭支援センターのヤングケアラーカウンセラーは、こうした地域の中で一生懸命に子育てをしながらも、もしかしてことばにできない思いを抱えているのでは…と思われる家族一人ひとりの心のケアを、関係機関の方と共に協議しながら考えていきたいと思っています。

～センターの新しい職員のご紹介～



この4月に入職しました釜野明子（かまのあきこ）と申します。宝達志水町にある児童養護施設しお子どもの家に長く勤めていましたが、この4月に入職しました。

ヤングケアラー支援の担当ですが、それだけでなく地域において親御さんが子育ての上でさまざまに悩んでいること、こどもさんのおもいに心を寄せ、伴走していけるカウンセラーとして努めていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。



子どもと家庭についての相談 (電話・来所・訪問)

子育てや子どもの発達・成長に関する不安や心配ごと、学校への行きしぶり・不登校、関係機関の情報が欲しいなど、子どもに関するあらゆるご相談に応じます。お気軽にご利用下さい。

ご連絡はこちらへ

☎ 0768-52-4141 Fax 0768-52-4140

✉ kosodate@sweet.ocn.ne.jp

〒927-0026 石川県鳳珠郡穴水町志ヶ浦15字1番地3